

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月13日
【会社名】	T D K 株式会社
【英訳名】	TDK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 C E O 齋藤 昇
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
【電話番号】	03(6778)1068
【事務連絡者氏名】	I R ・ S R グループゼネラルマネージャー 大曲 昌夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
【電話番号】	03(6778)1068
【事務連絡者氏名】	I R ・ S R グループゼネラルマネージャー 大曲 昌夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 151,085,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年11月13日に、半期報告書（事業年度129期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日））を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2024年11月1日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「2025年3月期第2四半期（中間期）（2024年4月1日から2024年9月30日まで）連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

2025年3月期第2四半期（中間期）（2024年4月1日から2024年9月30日まで）連結業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第128期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

2024年6月21日 関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年11月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2024年6月25日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2024年11月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年11月1日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第128期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

2024年6月21日 関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

事業年度第129期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

2024年11月13日 関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年11月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2024年6月25日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年11月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年11月13日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。